

## 工事の概要（参考）

本資料は、青森地方合同庁舎（22）建築その他改修工事の概要をお知らせするための参考資料であり、工事請負契約書第1条に定める設計図書（図面及び仕様書等）ではありません。本工事の詳細な内容については、設計図書及び工事補足説明事項をご覧ください。

### 1. 工事の概要

本工事は、青森地方合同庁舎（青森県青森市新町2-4-25）において、建設後37年が経過し経年劣化による給排水設備の腐食・詰まり等の故障不良が発生しているほか、衛生器具の発錆や固定不良などが発生し、利用者の多大なる支障となっているため別発注工事の衛生設備、給排水設備改修に伴う内装・建具改修を行うものです。

#### （1）主な工事内容

○庁舎（SRC造 地上8階建、延べ面積5,293㎡）

- ・1階：身障便所、シャワー室、脱衣室の内装・建具改修を行います。
- ・1階～8階：男子便所、女子便所の内装・建具改修を行います。
- ・2階～8階：湯沸室の内装・建具改修を行います。

○電気設備

- ・便所、湯沸室等の改修に伴う電気設備改修を行います。
- ・受変電設備の改修を行い、各階に分電盤の新設を行います。

#### （2）施工時期、施工時間、施工手順（想定）、施工条件等

##### 1）施工時期の制限

- ・特にありません。

##### 2）施工時間の制限

- ・平日及び閉庁日の作業は原則8時30分から17時00分までとします。  
（閉庁日は、行政機関の休日に関する法律における行政機関の休日とします。）
- ・全館停電作業が工事期間中2回程度発生します。
- ・コンクリートはつり作業など騒音・振動の発生する作業、受変電設備の改修に伴う全館停電を伴う作業を行う場合については、原則として閉庁日に施工するものとし、事前に監督職員と協議してください。

##### 3）施工手順の制約

- ・1階男子便所を多目的便所に改修する工事を最初に行い、以降の工事期間中は多目的便所を利用可能としてください。
- ・工事期間中に便所が利用できない範囲として2フロア程度を想定していますが、利用可能なフロアを極力確保してください。

#### 4) 施工条件等

- ・既存庁舎を使用しながら改修工事を行います。
- ・工事期間中、庁舎西側A階段とEV 1基については利用可能とします。
- ・仮設についてはA-14、A-15、A-16図を参照してください。

## **2. 実勢を踏まえた積算の運用、施工条件等の円滑な協議等**

本工事において、主に以下の取組を実施しています。

### **(1) 実勢を踏まえた積算の運用について**

予定価格の算出にあたり、本人負担分の法定福利費相当額を反映した「公共工事設計労務単価（令和4年3月）を用いるとともに、法定福利費相当額が反映された見積書式の活用を行う等、実勢を踏まえた価格設定を行います。

### **(2) 施工条件等の円滑な協議について**

施工計画の立案にあたり新たに必要となった調査、工事施工に関して、新たに発生した条件等について監督職員と協議した結果、請負代金額等の変更が必要と判断された内容については、設計変更の対象となります。

### **(3) 現場代理人の常駐を要しない期間について**

請負契約締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）、検査終了後の期間等においては、発注者との連絡体制が確保されると発注者が認める場合は、現場代理人の工事現場における常駐は要しません。（工事補足説明事項1.（3）参照）

### **(4) 主任技術者又は監理技術者の専任を要しない期間について**

請負契約締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）、検査終了後の期間等においては、主任技術者又は監理技術者の専任は要しません。（工事補足説明事項1.（4）参照）

### **(5) 工事書面の取扱いについて**

設計図書において書面で行わなければならないとされている受発注間の手続の方法は、原則としてオンラインによることとしています。（工事補足説明事項1.（10）参照）

### **(6) 工事関係図書等に関する業務効率化について**

受発注者相互の業務の効率化を目的とし、工事関係図書等に関する業務効率化のため、受注者への提出を求める工事関係図書等を明確化し、業務の効率化を図ります。（工事補足説明事項1.（11）参照）

**(7) 余裕期間を設定した工事について**

受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、余裕期間を設定しています。

工期：令和4年11月1日から令和5年10月31日まで

(余裕期間：契約締結日の翌日から令和4年10月31日まで)

工事の始期前の余裕期間内は、主任技術者又は監理技術者の設定は要しません。

余裕期間内は、現場に搬入しない資材等の準備を行うことはできますが、資材の搬入、仮設物の設置等、工事に着手することはできません。(工事補足説明事項1.(16)参照)

**(8) 週休2日促進工事について**

受注者が工事着手前に発注者に対して週休2日に取り組む旨を協議したうえで工事を実施する「週休2日促進工事」としています。

補正係数により労務費の補正を行っています。(工事補足説明事項2.(25)参照)

**(9) 情報共有システムの利用について**

「情報共有システム」を利用し、工事施工にかかる手続き、文書の情報交換等を電子ネットワーク上で行うことを指定する工事としています。(工事補足説明事項2.(28)3)参照)

**(10) 工程の変更について**

工程の変更が生じる場合には、遅滞なく変更した実施工程表を作成し、監督職員の承諾を受けるものとします。なお、工程の変更理由が受注者の責によらない場合は、工期の延期が可能となる場合があるので監督職員と協議するものとします。(工事補足説明事項5.(2)参照)

**(11) 入札時積算数量書活用方式の適用について**

入札時において発注者が入札時積算数量書を示し、入札参加者が入札時積算数量書に記載された積算数量を活用して入札に参加することを通じ、工事請負契約締結後において、当該積算数量に疑義が生じた場合に、発注者及び受注者は、入札時積算数量書に基づき、積算数量に関して確認及び協議を行うことができる、「入札時積算数量書活用方式」を適用しています。(工事補足説明事項9.(3)参照)

**(12) 工期に応じた共通費算定について**

予定価格の算出にあたり、工事費に対して工期が著しく長期となることから、必要となる費用を積み上げにより加算を行う工事としています。(工事補足説明事項9.(6)参照)

### 3. その他

#### (1) 「官庁営繕工事・業務メール配信サービス」について

国土交通省では、官庁営繕工事（または業務）への入札参加を検討される方を対象とした、発注情報のメール配信を行っています。

メール配信される発注情報は以下の内容で、原則として入札公告日の配信となります。

- ①工事名称（または業務名称）
- ②工事種別・工事の等級区分・施工場所（または業務種別）
- ③技術資料（または参加表明書）の提出締切日

「官庁営繕工事・業務メール配信サービス」の利用を希望される場合は、次のURLまたはQRコードから登録手続きをお願いします。（既に登録を行っている場合は、再登録の必要はありません。）



[https://www.mlit.go.jp/gobuild/gobuild\\_fr2\\_000007.html](https://www.mlit.go.jp/gobuild/gobuild_fr2_000007.html)

